

# 平成20年第6回東大和市議会建設環境委員会記録

平成20年11月14日（金曜日）

---

## 出席委員（7名）

委員長	関田 貢 君	副委員長	吉野 孝 君
委員	粕谷 久美子 君	委員	長瀬 り つ 君
委員	中村 庄一郎 君	委員	押本 修 君
委員	尾崎 信夫 君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

9番	関野 杜成 君	15番	関田 正民 君
18番	中間 建二 君	22番	二宮 由子 君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	西永 宣昭 君
議事係長	小島 裕治 君	主 事	新井 利恵 君

## 出席説明員（4名）

副市長	小飯塚 謙一 君	建設環境部長	並木 俊則 君
建設環境部参事	乙幡 修爾 君	ごみ減量課長	福島 啓二 君

## 会議に付した案件

### （1）所管事務調査

暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について

午前 9時31分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから平成20年第6回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 所管事務調査、暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について、本件を議題に供します。

初めに、前回の委員会で答弁が保留となっていた吉野委員の質疑に対する答弁、及び前回の委員会で要求いたしました資料についての説明を求めます。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） それでは、前回建物に対します課税の問題についての御質疑が吉野委員のほうからございました。その内容につきましては、市が建築した建物につきましては非課税という形になっておりますが、市がこのようなリース契約をして使用している建物につきましては課税対象であるというような見解でございます。

また、2点目の資料要求がございました内容につきましては、本日お手元にその資料を御配付させていただきました。内容につきまして説明させていただきます。色がわりページでお示した部分で、1番から5番というような形でとじさせていただきました。

まず、1番につきましては、暫定リサイクル施設に係ります原材料費の会計伝票ということで、平成11年度及び平成12年度の支出命令、これを添付させていただいたというものでございます。

次に、2番といたしまして、暫定リサイクル施設のうちのC棟、D棟、これは南側と東側、その棟につきましての建築に係ります会計伝票及び決裁文書ということで、これにつきましては現存する支出負担行為及び支出命令と決裁文書のコピーを添付させていただきました。

次に、3点目につきましては、暫定リサイクル施設に係りますシルバー人材センターとの契約書、これにつきましては平成16年度分、また契約に基づき提出された作業日誌という内容でございましたけれど、これにつきましては、現在保存年限が決められておりまして、手元のほうにはございません。これにつきましては既に廃棄されているというところでございます。

4点目につきましては、暫定リサイクル施設の処理能力の計算方法についてということで、多摩環境事務所が当市に示された「当時の考え方を踏襲する」というような見解と、その根拠に係る文書というところでございます。これにつきましては、前回私どものほうでお答えさせていただいた内容ということは、あくまで多摩環境事務所のほうも、東京都を含めての話なんですけれど、やはり口頭ということで文書での御指導はいただけないというところで、今回その文書に関しましては、ここに付けることはできないということで御理解ください。

続きまして、平成20年8月に北多摩西部消防署に提出した消防設備点検結果報告書、これにつきましては5番といたしまして、指摘事項、このような状況の中で一応消火器の関係の点検等、それに関しましての結果報告をここにコピーを資料として出させていただいたということでございます。

なお、この資料とともに、11月12日付で市議会各議員さんに東大和市長名でこの暫定リサイクル施設の改修工事の完了についてというような文書をファクシミリで送らせていただきました。内容的には、平成20年10月29日付で応急対応工事が完了したという内容を、この旨御通知差し上げたということでございます。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 答弁及び説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 今調査をしている段階ですので、本日までの間に確かにファックスで取り壊し等の結果、応急対応の完了についてというのは、着手からいただいているんですが、もう終わったわけですが、それらについての状況と、それからたしか9月補正で予算をとりましたね、大気調査の関係の、それらについての報告をしていただきたいと思います。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） まず、1点目の暫定リサイクル施設の改修工事の内容でございます。これにつきましては、多摩建築指導事務所のほうと御協議いただいた中で、私どもが応急的に対応しなくちゃいけない工事、そういった内容の中で、A棟につきましては屋根の部分金属にというような形、あと2点目としてはB棟、これについては西側ですけど、これも同様な工事を行いました。あと南側建物、これは今チップをやっているところですけど、ここについては内壁に石膏ボードを張ると、それと一部当然適応してないところにつきましては、解体を行うと。また4点目の東側の建物、D棟につきましては、ここはストックヤードとして利用していたところでございますけれど、ここにつきましては解体をさせていただいたといった内容でございます。

2点目の大気調査の関連でございます。これにつきましては、私どものほうで補正予算をお願いしまして、11月に業者が選定されました。そういった内容の中で、今月末までには何とかこの調査ができるというような今段取りで進めているというところでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） この応急対応の工事ですが、予算が91万プラス消費税という形で使われているわけですが、この金額の財源の内訳、内容ですね、どこから持ってきたのか、それとどこと契約をして、どこの会社がやったのか聞かせてください。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 財源につきましては予備費を充当させていただきました。施工委託をしたところはササキ建築工房という業者でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） それから大気調査の件ですけども、ここで業者が決まったというふうにおっしゃいましたけれども、業者名を公表していただきたいのと、それから測定をされるのに1カ所というふうにおっしゃっていましたが、その詳しい内容を聞かせてください。どのように業者をお願いをするのかですね、市の考えでいいんですけども。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 大気環境等の測定委託ということで、業者名につきましては、日本環境株式会社をお願いすることになりました。内容的には先日お示ししましたが、調査項目が29項目、今委員おっしゃるとおり場所的には1カ所ということで、これにつきましては、この会社のほうと協議いたしまして、一番測定のできる場所ということで、かなり広いところがございますから、そういった内容の中でどこが適地かというところを協議させていただいた中で、B棟でございます、ペットボトルの減容の場所、そこのところで一応24時間機器を置いて、その空気を採取して測定したいというような内容で今後進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 24時間っておっしゃいましたっけ、今。私がちょっと伺ったときに、要するに機械が稼働していないとはかれないというふうなことをおっしゃったと思うんですが、そうすると稼働していな

い——比較はどうするんですかね、稼働していないときは大気の状態はこうだけれども、稼働しているときはこういう状況だというのがどういうふうにすればわかるんですかね。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どものほうでも最初は多摩のリサイクルセンター等で出てくるところの大気を何らかの形でそれをとって、それを検体として測定するという方法もあると同時に、機械を置いて、その部分の大気でどのような物質がどのような形で、というようなやり方につきましては、やはり考え方というよりも、やり方でそういう内容的なものがあるということで、今回の委託業者のほうの考え方の中には、そんな形がより——逆にいうといろんな物質等が、実際稼働してたところというところに置きましても、すぐに出るかどうか、そういう判断もございますんでね、やはり我々としては一番大気がどのような状況になってるか、そういった意味を測定するに際しては、やはり専門的な意見を踏まえた中でやっていただくのが一番ということで、それは業者のアドバイスを受けてそんな形を考えているということでございます。

○委員（長瀬りつ君） 測定計画書のようなものはあるのでしょうか。市がつくるのか、業者がつくるのかわかりませんが、例えばこういう場所でこういうものという細かい、業者からそういったものというのは提出されるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもも、当然検査の対象にはそういうものも含めて業者のほうにお出しただくと同時に、それは公表していくというような方向で考えています。  
以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） それから、先ほどのこの解体をしてしまったD棟についてとか、C棟もそうなんですが、たしかせんだっての委員会のときに、10月末までに施設の方向づけをした計画書を東京都に提出するというふうにおっしゃっていたと思うのですが、それらについての公表はしていただけないんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 今の文書につきましては、平成20年10月31日付で多摩建築指導事務所のほうに提出してございます。そういった内容の中の公表については、情報公開を含め可能だとは思いますが。  
以上です。

○委員（長瀬りつ君） 情報公開で出てくるのは当たり前だけれど、ここで委員会でやっているんですから、委員会には当然資料として出していただきたいと思いますが。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） それでは委員会のほうでそのような御要求があれば、私どものほうでも出せるというところでございます。

○委員長（関田 貢君） ただいま長瀬委員から資料要求がありました。  
お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

では、お願いします。

質疑をします。

済みません、暫時休憩します。

午前 9時47分 休憩

---

午前 9時49分 開議

- 委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 委員（吉野 孝君） 前回消防署の設備の点検の結果報告書っていうものの提出をお願いしたんですが、これの内容についてはもうちょっと細かく説明していただきたいと思うんですが、全体を見ると、消火器が設置されたというようなことが書いてあるんですが、こういう報告の内容でよかったのかどうか、その内容はどうなっているのかですね。
- ごみ減量課長（福島啓二君） この報告書につきましては、消火器について当初消防署のほうから御指導ありまして、それを要するに点検なり新規購入をして、このような設置をしたということで報告をさせていただいたものでございます。
- 以上でございます。
- 委員（吉野 孝君） そうすると消防署からの指導というのが、この消火器の設置ということだけだったんでしょうか。それ以外の指摘の部分というのはなかったんでしょうか。
- ごみ減量課長（福島啓二君） 消防署からの御指摘いただいた事項でございますが、点検未実施・消火器ということと、あと建物の構造、階層、床面積を提出すること、処理品目と量を提出することと以上のようなことでございます。こういう形で報告書に基づいて報告求められたものにつきましては消火器のみでございます。
- 以上でございます。
- 委員（吉野 孝君） 今消火器の問題と、それと建物についても指摘されてるということですよ。そうした中で、今回の報告書の中にはそういうことが一切載ってないというか、例えば鉄骨木造、そして床面積が幾つなのか、延べ面積が幾つなのかということだけが書いてありますけども、こういう報告でよかったんでしょうか。
- ごみ減量課長（福島啓二君） 報告の内容は、構造、階層、床面積、延べ面積ということでございまして、それにかかわる図面も同時に提出してございます。
- 以上でございます。
- 委員（吉野 孝君） 建物についての改善、要するに出されてるわけですけども、これについては今回委員会で提出していただいた報告書の中には、今図面だとか、どこを——例えば壁をどういうふうにするとかですね、そういったところについてはこの資料が出てないんですけども、消防署に対してはこれについては何か一部出してるようなことを今言われたんですが、委員会の中にはその全文が出されてはいないということですか。
- ごみ減量課長（福島啓二君） 今回提出しました消防設備点検結果報告書という形で資料要求がございましたので、この部分を提出させていただいたんですが、図面等につきましても提出してございます。
- 以上でございます。
- 委員（吉野 孝君） 前回の委員会の中では、結果報告書ということで提出をお願いしたわけですけども、今建築物についても改善ということがされてるわけですから、これについてもやはりどういうふうにして改善されたのか、安全性の面からこの点についてもやはり資料等の提出をお願いしたいと思うんですが。（「どこを改善したか言えばいい、説明すればいいじゃない。どういう指摘されて、どういう改善したかというのを説明すればいいんじゃないか。資料要求してもしょうがないから」と呼ぶ者あり）
- 建設環境部参事（乙幡修爾君） 消防署のほうの御指導と同時に、建物につきましては、所管は多摩建築指導事務所といった所管がまた別になってございます。そういった内容の中で、私どもは、当然消防署のほうにつきましては消防の分野の内容の指摘事項、それについては是正措置を講ずると同時に、建築物に関しましては多

摩西部建築指導の御指導に従った内容の中で今回応急措置をし、後の話としまして、来年度中には正規なものに建て替えを含め対応していきたいというような考え方を持っているということでございますので、特に消防の分野、あと建築の分野、これ表裏一体のものでありますから、両方が充足されて正規のものになるというような考え方を持っているというところでございます。

○委員（吉野 孝君） 当然この建物というのが違法な建築物であって、その建物というのも耐火とか防火だとかいうのが十分されてなかったということもあると思うんですね。これについては、やはり当然消防署のほうも、消火器の設置だけではなく、建物についてもどういふふうに改善したのか、これについてもやはり報告するということがあったのではないかなと思うんですが、そういった消防署に対しても、建築物の改善がどうされたのか、耐火がどうなっているのかですね、そういう安全性の面についても当然報告されてると思うんですが、それはされてはいないんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどお話をさせていただいたとおり、建築指導事務所のほうから御指導を受けた点につきまして、このような内容で応急的対応をとったというようなところは消防署のほうにも御報告させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 今建物についての応急的な措置ということなんですが、そういったことで、またこの暫定リサイクルのところでの作業が始まるということになってくると、それで十分なのかということがあると思うんですが、またこれ暫定だとか、当面の形で運用していくってことになると、これはいわゆる防火の面からも大きな問題があると思うんですが、そういったことで具体的に暫定的なことではなくて、恒久的にいつまで具体的にされるのか。ちょっとその辺ですね、それとあわせて消防署のほうからも暫定的なそういう措置でいいのか、こういうことが指摘されてないのかについてお尋ねします。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私ども、当然消防署も建築指導事務所も同様なんですけれども、あくまで暫定であるからというようなところでの考え方で、ここをどういふふうに逃れるとか、そういう考え方は毛頭持ってございません。そういった内容の中で、このリサイクル事業をどういふふうな形で継続していくか、市として当然これをストップするわけにいかないものですから、そういった中での協議をさせていただいた中で、応急的な措置と同時に時間的猶予をいただいて、来年度に建て替えを含めた改修を行うというような御指導をいただいたというところでございます。

なおこれにつきましては、当然予算も伴うというような内容でございます。そういった内容の中で、今じゃあ具体的にどんな形をとるという構想をですね、ここでという話じゃなくて、今はそういう形で何とか来年そういう形が、当然御予算いただいた中で、できる限りそういったリサイクルを進める中では、とめることを前提という形じゃなくて、今のリサイクルを継続していくという位置づけの中で、このような建て替えを含めた対策を講じていきたいというふうな思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 今来年度の予算の中で建て替えないし、というお話ですけども、現在応急的な措置ということ消防署のほうでそれを認めるということでもいいんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 認めるという形よりも、それは御協議いただいた中で許容していただいたというふうに私どもはとらえております。ですから、この部分が消防法、建築基準法、そういうものに合致していないという前提で、とにかく是正措置をとるには、今のところはそういう応急的なものと抜本的なもの、そ

ういった内容の御指導を受けた中で我々対処していく上では、今回一部として応急的なものをとったというところでございます。

○委員長（関田 貢君） ちょっと待ってください。先ほどの資料の用意ができましたので、ここで資料を配付いたしますので、よろしくをお願いします。

〔資料配付〕

○委員長（関田 貢君） 質疑を続けます。よろしくをお願いします。

○委員（吉野 孝君） この施設で資源の回収ということでの事業を進めなきゃならないという、これは一方ではわかりますけれども、しかしやはり近隣というか周りの住民の方からすれば、十分な応急的な措置だけで、来年度の予算についても具体的にいつつくのかということもありますよね。そうすると、それから始まって建設が始まるということになってくると、これは長くなると半年では済まないんじゃないかと、現時点から考えると約1年近くなるのかなと、そういう状態で、この応急的な措置だけでこの事業を進めていいのかということがあると思うんです。この場合は、やはりその代替の処理の仕方については、その危険性があるとかということ、防火の問題もありますけれども、こういったところについては、別の代替の処理方法というのを考えて、やはり指摘されている構造的な問題点があるわけですから、これもやはり消防署のほうについても、処理はしなきゃならないというようなことで認めざるを得ないと、こういう状況じゃないかと思うんですけども、その点ではやはりこういう応急的な措置をこのまま続けていいのかということがあると思うんですが。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもも、応急的措置に甘えてこのリサイクル進めるという考えは毛頭ございません。そういった中で、今正計画書をお配りさせていただいてあるんですけど、この内容の中にもございますとおり、やはり現実的には撤去せざるを得ない部分、それはもう当初から応急的措置じゃなくて、撤去しようというようなところで、今回D棟に関しては撤去というような措置を講じたというところでございます。そういった内容の中で、リサイクルを先ほどからとめられないという理由の内容の中に、やはり稼働していかん安全性を含めた内容の中で、今後より安全性のあるものを持っていくか、そういった内容の中ではやはり応分の、もろもろの負担が当然かかってございます。そういった中では、すぐにできないものについては、とにかく緊急性を持って安全性を確保するための施設として、先ほどの消火器そういったものとか、ストックヤードとして危ないものを置いておくところについては撤去、そういった内容を御指導の範囲を超えて我々もやっていったというようなところもございます。そういった中で、来年はそれに伴った形で年度の当初から速やかに対応していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 私は、この応急的な状況というのは早急に解決しなきゃならないとは思いますが。それともう一つ、1点聞きたいのは、今回消火器というのが設置されたわけですけども、これについての作業する側ですね、施設側のほうでは、これについて具体的に消火器がこうされた、それに対する対応をどうするのかについては指導はされたんでしょうか。設置しただけなのかということですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 消火器の配置につきましては、個々具体的に図面にも御提示していた箇所に設置するというので、作業するに当たり緊急的なものに関しましては、その場所を明示すると同時に、その消火器がスムーズに使用できるように、今後指導をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 要するに違法建築の部分を、ここで指摘されてる部分、今回先ほど出していただいた是

正計画の中で、要するに無確認増築部分についての是正、それから無確認新築部分の是正ということについて、どこをどうしたかというのをちょっと説明を、解体工事は終わったんでしょから、そこのどこの部分を行ったかということのをちょっと確認だけしておきたいと思います。

基本的には、そもそもこのC棟についてだって、実はパイプでできてる建物ですよ。単管をまさによくあそこまで構造——パイプを使ってつくったかというぐらいに、屋根まで設置したわけですので、見るからに本当に正直言うと、中に柱があるわけじゃなくて、単管をさまざま組み合わせて壊れないように、地震にも対応するような、多分あれ屋根の上に乗ったわけでしょうから、つくるに当たってね。相当な震度に対応できるものにしたんだと思いますけども、それが正直言うと、本来なら建築許可をとらなきゃいけないものを見過ごしてしまったかということが一番大事なところだと思いますので、それらについてどういうふうにお考えなのか、それちょっとお尋ねしたいと思います。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 応急対応、具体的な内容ということでございますが、この今は正計画書、お手元にあると思いますので、（1）空き缶処理作業、下屋部分について、すべて解体・撤去しますという部分なんですけど、この部分につきましては、一部塩ビの波板が屋根になった部分につきまして、その一部分について鉄板に取りかえたという（発言する者あり）ここには書いてございません。応急措置の内容でございます。

（尾崎信夫委員「どこをどうしたかっていうのを説明してもらえますか。これ図面はあるわけですから、暫定リサイクルの。だからどこをどういじって、どうしましたということを説明してくださいということです。書類にないんだからさ」と呼ぶ）

A棟につきましては、いわゆる下屋の部分につきまして、本体があって、増築した部分があるんですけども、その部分の屋根につきまして、（尾崎信夫委員「プラスチックの選別するところですね」と呼ぶ）A棟につきましては、空き缶の選別のところでございます。（尾崎信夫委員「空き缶の選別の屋根、だけこれプレハブでしょ。下屋じゃないでしょ」と呼ぶ）一部増築して……。 （尾崎信夫委員「A棟の南側の部分ということでちゃんと説明してよ」と呼ぶ）

○委員長（関田 貢君） 尾崎委員、もう一度質問してください。

○委員（尾崎信夫君） 図面に沿って、どこをどうやったかを説明つけばいいと言ってるんですよ。A棟のプラスチック選別部分でしょ、下屋というのは。違うんですか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） A棟、一番北側の建物です。（尾崎信夫委員「アルミ缶・スチール缶置き場」と呼ぶ）その部分でございます。空き缶処理作業棟になるんですけども、その部分については、本体については建築確認とった建物でございまして、その周りに屋根を増築している部分がございます。その部分につきまして一部塩ビの波板が構造上あったんですけども、その部分の指摘をいただいた部分につきまして、波板鉄板に取りかえました。

B棟ですけれども、西側の建物、これはペットボトルと瓶を処理してるところでございますが、その部分についても、本体は建築確認をとっておりますので、その周りに一部増築された部分がございます。その屋根も、同じような指摘された部分について、波板の鉄板に張りかえたということでございます。

C棟、これ剪定枝の部分でございますが、これにつきましては、内壁ですね、内側の壁の部分につきまして、石こうボードを張りまして、防火対策をとったというところでございます。C棟につきましては、一部一番小さな、ほんの数平方メートルの部分でございますが、一部C棟についたところについて撤去しております。

それと図面でいうD棟でございますが、これは保管場所になっているところでございますが、この部分につきましてはすべて撤去、解体してございます。

以上でございます。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 2点目の建築許可をなぜとらなかったか、それは御指摘のとおりこの問題、当初からの話ということで、我々もそのところにつきましては、やはり考え方に甘さがあつたと言わざるを得ない部分、それが一番の原因だというふうに認識はしてございます。そういった内容の中で、今の建築基準法に合致させる話というところにおきましては、やはり先ほどのいわゆる単管パイプに屋根をつけたもの、そういったものであつたとしても、それはあくまで我々の認識は仮設ということで動いたわけですが、そういったものも建築物といった認識が当初からなかったような感覚でこれは建ててしまった、それが根本原因だというふうに認識してございます。

以上です。

○委員長（関田 貢君） 質疑ありませんか。

○委員（粕谷久美子君） 今の質疑にちょっと関連するんですけれども、建築する時点で建築確認が必要かどうかというところで——わかる人、前回のとき、たけた人がいなかったというような表現をされていたんですが、こういったことで今考え方に甘さがあつたということですが、平成11年、12年、16年というふうに仮設の作業を進めた中で、職員の方は交代されてるわけですよね、異動してきて。そういった中で、だれも気づかずにそれを進めてきているってようなこと自体が、本当にもう体質自体が、本当に部長、課長だけじゃなくて、全体が甘くなっているような私は感じを受けるんですけど、今後そういうことに関して、どういうふうにやっしていこうというふうに部署の中では決められたのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもも、この応急的措置の終わった段階も含めまして、来年度建て替えも含めた内容の中で、先ほど多摩建築指導事務所にこういった是正計画を出すに際しまして、当然これを私ども建設環境の内容の中で、建築部門、土木部門、いろんな部門がございまして、そうした内容の中の内部で十分な討議をした中で、今後どのようなものが一番妥当な話なのか、そういった意味も含めまして、法令等も勘案しながらまとめていくというような対応を今後とっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 済みません、今是正したところですか、いろんな内容わかりましたけれども、9月10日に指示の受領を受けて、それで今の、要するに解体ですとか、改善をしていったわけなんですけれども、先ほどから他の委員もいろんな質問出ましたけれども、私も前回の委員会でも、あくまで暫定という部分が先に出て、今回の許可の問題ですとか、いろんな問題が発生したのかなというふうな質問もさしていただいたんですけども、今回この改善をしていくという部分の中では、やはりじゃ来年なり何なりということで、これから新しい建物なり何なりという構想でいくんだということで、今回の改善に対しても、例えば消防法なんかに対してもですね、すべてとりあえずは暫定でいくと、こういうことですよね。暫定リサイクルセンター、これでもとりあえずはそこまでは暫定でいくという話ですよね、あくまでね。ですから、その中の許可であり、その中の指導であるということですよね。ですから、この報告書なんかを見ても、消防署のほうの報告なんかを見ても、単純な——恐らく暫定でなければ、消火器の種類なんかはかなり指摘もしてきたりするんでしょうけれども、そういう指示も全然ないようですし、そういう意味では建築許可のほうの問題なんかにしても、非常にやっぱりそういうところあり、暫定でありきというところから来てるように思われるんですね。

それと一つは確認なんですけど、ということは、それはじゃ1年先2年先にしっかりとした計画が立てられるというふうなところは行政側としてはどうなのでしょう。まずそれを一つ。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 平成6年からここにこういうリサイクル施設をつくって、それからもろもろの計画の中で、稼働施設をどうするのか、そういった内容の中で計画を進めて、今の施設が暫定リサイクル施設という形で今まで来てございます。今後につきましてもまだ計画については多様な計画等ございます。そういった中で、じゃこのリサイクル施設が暫定がとれるのかというふうなところに関しましては、やはり我々としていたしましては、なかなかそのところは計画の内容に沿った形という話になれば、やはり暫定でいかざるを得ないのではないかというような考え方は持っております。

以上です。（中村庄一郎委員「その先のことを聞きたい」と呼ぶ）

先と申しましても、やはり我々は、この暫定リサイクル施設を含めた形でリサイクルを今後も進めていくといった内容でございます。そういった内容の中では、施設の話と同時にやり方も含めて検討はしていきたい。やり方というのは委託も含めてですね、そういった内容を勘案しながら計画を進めていきたいというふうな思っております。

○委員（中村庄一郎君） 基本的にそのリサイクル文化センター構想っていうのがあって、14年間このまま暫定で稼働してるわけですよ、14年間もの間ね。それでさらにこういうふうなことが問題が起きて、しかも新聞報道なんかですと看板すら立ってないよと、住民すら知らなかったというふうなことを14年間続けてきたわけですよ。それについては、やはり今後こういう形でいくんだと、こういう形のものをちゃんときちっと構想なり何なりということもきちっと踏まえてやっていながら、その中で多摩の建築指導事務所とか、それとかやっぱり消防のほうの関係とかですね、そういうともやっぱりきちっとした話し合いを持つべき、当然指導も受けるべきじゃないのかなど。実際には、これ改善をしていった中では、いろんな施設を撤去しちゃう部分なんか出てきますよね。逆に今度はその撤去した部分っていうのは、今度はどこへ行っちゃって、どうなってるのかというのちょっと知りたいなどは思ってるんですけども、いかがなんでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 我々も今のリサイクルを進める内容の中で、直営でやってるのはこの暫定リサイクル施設というふうなところでございます。現実的にはプラスチック等のそういうものを、例えば雨にさらさないで屋根をつけたほうがいいんじゃないか、そういった内容の中でまずはストックヤード、当初はストックヤードという形でしたんですけど、屋根も必要だとかいうような内容で、この建物計画が進んでしまったというような事実もございます。そういった中で私どもは、今のストックヤードに置く部分についてはやはり野積みで行かざるを得ないんじゃないかといった内容の中で、まずはD棟に関しましては撤去して、ここに野積みで製品を置くというふうな形を想定してございます。

そういった内容の中で、じゃ次にどんな方法という形になれば、今確認申請のとれている施設を含めて内容を編成しまして、そういった中でできる限り今の建物の中身に配置できるようなものを置きながら、この事業を進めていきたいというふうな思っております。

以上です。

○委員長（関田 貢君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時32分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（長瀬りつ君） A棟とB棟は、暫定ではありますが、プレハブ等をリースをされて当初始められたわけですが、リース契約をされていますが、リース契約の相手方の会社名を教えてください。

○ごみ減量課長（福島啓二君） A棟につきましては昭和ハウスというところございまして、B棟につきましては東大和市清掃事業組合ということでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 清掃事業協同組合の定款にはリース業はできるという——定款は書いてあるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） そこまでは調べてございません。

○委員（長瀬りつ君） リース契約の相手方として清掃事業協同組合が浮上した理由ですね。定款にないことはできませんので、その辺はお調べいただきたいのと、それから選別機とかいろいろ使うのに当たって、電気もありますよね。いただいたこれの中に、電気事業のキューピクルとかは外すとかって書いてありますけど、電気事業者の資格もあるのでしょうか、組合ね。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 電源供給装置につきましては、昭和ハウスからそれもリースしてるものがございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 定款を調べてほしいのと、それから建築確認の申請書というのを見ました。市が委任状を出して、リースの契約の相手方が市からの委任状に基づいて建築確認の申請をとっているわけですが、だから市のほうが確認申請は暫定だからいらないとか、仮設みたいなものだからプレハブだからいらないとか、そういう認識は当然なかったわけですね。きちんと市が市長名で委任状を出して、リースの相手方の契約者、会社に確認申請をとらせているわけですから、だから考えに甘さがあったとか、当初の新聞報道ではシルバー人材にやらせて、そういう意識がなかったみたいな新聞報道がありますけれども、市のほうに全く確認申請をとらなくていいという認識が当初からなかったということは考えられないわけですね、確認申請をとらなかったことについてですね。そう思われませんか。きちんと委任状を出して、確認申請をとってるわけですから、当然認識はあったものというふうに思われるわけですよ。それでもなお確認申請は要らないというふうに判断をした理由を知りたいと思います。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 確かにリース契約するような建物自体は、当然それは確認申請を要求するようなものであるという認識は市のほうでもございませぬ。また私どもが先ほどお話ししたC棟、D棟、これにつきましては、やはり先ほど仮設作業所という認識は、あくまでプレハブのような建物とは違うという認識の部分において、建築確認が要らないのではないかという判断をとということですから、やはり我々今も含めての話ですけれど、やはりプレハブ自体で正式にあればの建物であれば、当然それは確認申請は必要という認識はございます。

ただ先ほどお話しした内容の中では、やはり単管パイプを組み立てて、それにトタン屋根をつけたもの、それが果たして建築確認が必要だったのかというところの認識の甘さを、先ほど私どものほうで、そここのところは甘かったというような内容をお示した内容の中で——当然そのリース建物に建築確認が必要という認識は当時からあったというふうに考えております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） いただいた資料の支出負担行為とか見ると、足場パイプを仮設作業所の柱として使用す

るところまで書いてあるわけですよ。これで決裁とってるわけですよ。こういう作業が果たして本  
当によかったのかどうかということですよ、今にして思えば。決裁をしたほうの側もね、当然ありますよ。  
そういう考え方でこれ進めていったわけでしょう。そのところも大きな間違いのもとだというふうに思いま  
す。

それと、このA棟とB棟の増築については、リース会社と協議はしなかったんですか、増築することについ  
て。例えばリースした建物を大幅に変更したりとかっていうことってというのは、当然協議が必要だというふう  
に思うんですね。で屋根までくっつけてるわけでしょう。その増築した部分については、当然確認申請はして  
ないわけですから、だから、もしリース会社との増築に関して協議をしなかったのであれば、なぜしなかった  
のか。協議をしたのかどうかという経緯もわからないのでしょうかね。知りたいんですけど。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもも当時の内容につきまして、そういう形で協議した内容というものは  
現在残っておりませんので、その部分の真偽は定かではございません。確かに市がそのところを増築したと  
いうところは認識はしております。当然そのリース会社が絡む話ということになれば、例えばリース建物を  
追加するなり、そういった内容の中では当然そういう話も含まれるところだとは思いますが。そういった内容で  
はなく、やはり先ほどからお話ししているとおり、下屋の部分を利用したりとか、そういった内容の中での増  
築作業であったというところで、そういうような協議書を交わしたとかいうものは現在のところ残ってないの  
ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 関連するんですが、私が課税対象の問題は前回の委員会の中でお話ししましたが、  
今回のリース契約に対しては、やはり課税の対象となるということですが、今他の委員からの話の中で、リー  
スしている建物に増築してるということであれば、それが課税——これは市のものが増築したのか、リースの  
契約の承諾を得ていないから、これは市のものだと、リースの相手のものじゃないというふうにされてるの  
ですよ。当然やはりそういう建物が増築されれば、課税の対象としてなるはずですよ。これがやはり建築  
確認もされてないから、増築していても課税の対象にはならない、してないということじゃないんですか、そ  
れは。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどお答えしたとおり、リースに関しましては建物のリースというところ  
に限定してございます。それに追加した部分に関しましては、市がそれを建てたというような認識で、市の施  
設というようなとらえ方をしているというところでございます。

○委員（吉野 孝君） 先ほどの応急的な措置を続けるということなんですが、私はこれには大きな問題がある  
と思ってます。それはなぜかという、この暫定リサイクルセンターというのが、先ほど言ったように、もう  
十数年にわたって暫定できてるということですよ。それが大きな問題となって、その建築確認もとらなくて  
もいいんじゃないかと、それとあわせて今回の応急的な措置というのが、応急的というのがまたね、ここがや  
はり再び大きな問題起こすんじゃないかと思ってるんです。

その点で私は、担当者というよりも理事者側としてね、この問題を早急に防火の面でやらなきゃならないこ  
とは指摘されてるわけですから、当然やはりリサイクルの施設での処理についても、これは続けていかなきゃ  
ならないんだけど、先ほど私が言ったように、代替の措置でもしながらですね、そうして早急なやはり防  
火耐火の面で対策をとっていかなければ、応急的などという形がずっと続いてしまうと、そうするとここでまた  
過ちを起こすという形になると思うんですね。これは防火の面で、もしかしてそういう火災等を起こしたとき

に、じゃあどこが責任とるかというのと、やはり理事者側でとらなきゃならないと思う。先ほどの答弁の中で、担当者は言いますが、理事者側の答弁がないわけですね、来年度の予算の中で具体的にという話ですけども、理事者側のほうとしてどういうふう考えてるのか、理事者側の答弁を求めたいと思います。

○副市長（小飯塚謙一君） 吉野委員のほうからはなかなかきつい御質問をいただきましたので——今後私どもはこの暫定リサイクル、ごみの収集そのものについてどういうふうに行くかというのは、今後検討しなくちゃならないというふうに思っています。ただ当然時間がかかりますので、今すぐどうするかというふうにはお答えできないような状態でございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） これはこの1カ月ぐらいで起こった問題じゃなくて、前から指摘されている問題で、これはもう数カ月たってるわけですよ。これはやはり今の時点で、これからどうするかということがまだ具体的な案もない、それから代替についてもどういうふう——このリサイクルでの処理については、当面代替のところを持っていきなりして、それでやはりこの建物については早急な改善というのが求められてるわけですよ。これについてだって、具体的なものがないというのは理事者側としてはおかしいんじゃないですか、それは。

○副市長（小飯塚謙一君） 今行っています暫定リサイクルでございますが、私どもですね、前々からお答えしてるとおり、市民生活に支障のないような中で、この暫定リサイクルセンターにつきましては今応急的な改善を行いました。今後につきましては、どういう形でいくかというのは、何回言われてもお答えが同じになってしまいますが、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） この施設そのものが、暫定リサイクル施設及び応急的な施設というような形で進むってことじゃないですか、それでは。私はやはりここにも大きな問題があって、具体的な案が出てない。来年度の予算というのはもう具体的に検討されてるわけですよ。当然やはりこの施設については、優先順位としては早くやらなきゃならない、そういうものですから、当然理事者側としては担当者によく相談して、この施設の運営を今後どうするのか、それからこの防火の面での早急な改善はどうしていくのか、これはやはり理事者側として具体的に担当者と相談しなきゃならないと思うんですが、これについては相談はしてないんですか、じゃ。

○副市長（小飯塚謙一君） 何回も同じような回答になりますが、答弁になりますが、要するにとりあえず私どもはこの暫定リサイクルの是正計画を出し、現在のものにつきまして応急な改修を行ったところでございます。そして今後、これのものにつきましてはどう行くかっていうことは、今後十分に検討したいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） まず初めにこの建築許可違反をしたというのは、どう責任をとるつもりでいるんですか、副市長。大事なことはね、それはこれはもう十何年来ずっとこのまま暫定リサイクル施設で来てもいいですよ。だけど建築許可なんていう問題は、副市長自身だっていらっしゃったんですね、前ね。建設部にいらっしゃったわけだから、よく御存じですよ。こういう問題を、やはりきっちりですね、まず何が問題だったかのかを、やはり市としてはきっちりその姿勢を示すべきだと思うんですけど、それはどうなんですか。どっかでこれはちゃんときちっと市としては、この違法建築についての責任をどうとられようとしようとするのか、ここがま

ずは私は大事だと思うんです。

まずそこからスタートであってね、このリサイクル施設というのは、そもそも当初のリサイクルセンター構想がなくなった以降、リサイクルを何とかしなければならぬという前提のもとで、たまたまあの土地があったんで、あそこにまず空き缶、缶を集めてリサイクルを始めて、何とか市のごみ行政、ごみ処理を減量化するために、あそこに空き缶や空き瓶を、土地をあそこに求めて、あそこでまずは暫定的に始めたのがスタートなんですよ。

その後リサイクルのさまざまな価格が、逆にいって逆有償であったために、長年その点では経費がかからないということで、経費を節約するために、こういういわゆるプレハブを、その後プラスチックをやるためにB棟つくったってことではないんですか。そもそもリサイクルを進めていく中では、それがもっともっと——容器プラスチック等のこれについてどう処理するかということで、容器も始めた。また枝木については、やはり枝木の問題は場所がなくてここに持ってきたという話なんですから、それらを総合して、市は今後どうするかを早急に検討してやらなきゃならないことではないんですか。

だから、まずその違法建築をしっかりと市がどう認めたかが大事であって、そこを認めてないからこういう結果になってるんじゃないですか、今。だから始まってますよ。そもそも10月31日までに、多摩建築指導事務所から指摘されてるから、まずはものを撤去しなきゃならないという問題もあったわけだから、やはりそういうことが後手後手になってる理由は、トップがしっかりしてないからこういう結果になってるんじゃないですか。そこはどうなんです、はっきりしてくださいよ。

○副市長（小飯塚謙一君） 前回の全協のときに詳しく説明し、その前の議会の開催の前にですね、市長の方から、たしか市民の皆様、それと議員の皆様に対して、このような結果になったことにつきましては大変申しわけないと、たしかそういう形で陳謝したというふうに思っております。それで、今回確かに違法建築という形に結果的にはこの施設がなくなってしまいました。それは職員の認識が確かに甘かったということは十分認識しているところでございます。ですからそれにつきましては、今後こういうことが二度とならないように指導していきたいと思っております。（尾崎信夫委員「だからどうするんですか」と呼ぶ）

ですから、それは今回応急に違法建築になったものにつきましては撤去したところでございます。それで今後のものにつきましては、早急に検討した中で、どうしていくかというのを検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 理事者側のほうとしてはそういう答弁しかならないというのはちょっと残念ですが、そうするとやはりこういう問題が起こって、違法の建築、やはり改善がされなきゃならないという点での防火の面、これについてのやはりじゃ具体的に検討委員会だとかいうのを設けてやってるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどもちょっと触れさせていただいたんですけど、これの建て替えも含めて、やはり内部の検討は行ったところでございます。そういった内容の中で、やはり一番の問題は先ほどの防火の問題等が一番の絡みになります。そういった内容の中で先ほどお示ししたとおり、撤去すべきものは撤去しよう、それと今後解体するところで必要なものは早急に解体し、建て替えに関しましては、できる限りそういう意味も含めまして、今の施設自体をどのような内容で取り組んでいくか、そういった内容の中を含めまして、先ほどのペットボトルとか、今その他プラスチック、剪定枝、そういったものをやっている中で、じゃあプラスチックは全市拡大に伴った形であそこからはやめましょう、それとあとはじゃ剪定枝をどうする

か、そういったもろもろをすべて勘案しながら、やはり場所的には今の暫定リサイクル施設、そこでどのような取り組みができるか、それを含めてやはり今はそういった内容の中で、場当たりのなものじゃなくて、やはり法的にかなったもので、建て替えも含めて対応していきたいというような考え方で、内部では検討しているというところでございます。

○委員（吉野 孝君） 今理事者側のほうから検討検討という話で、私が聞いたのは、検討委員会つくっているのかということについては、今答弁はされませんでした。ないんでしょう、それは。そうするとこの検討する体制というのは、どういう体制でやっていこうとしてるんですか。私疑問に思ってるのは、そういう体制がない中で、検討だと言ってもね、具体的にやはり進まないじゃないですか、それでは。私は、やはり早急にこれはやらなきゃならない問題ですから、来年度の予算ということもありますけども、暫定的なやはり補正予算でも組んで、早急なやはりやり方をしなければならぬと思ってるんです。それについて、やはり理事者側のほうとしては、検討というだけしかないんですよ。

だからその検討の内容が具体的にどういうふうに進められているのか、それでその見通しがどうなっているのかですね、これ理事者側としては言わなきゃならないようなことですよ、答弁しなきゃならない。これは担当があればこれ言う話でもないですからね、だから理事者としての責任でどういうふうにするのか、その見通しがちゃんと立てられてないから私は聞いてるんですよ。それはまた検討ですか。

○副市長（小飯塚謙一君） 当然私どもはこれにつきましては慎重に対応しなくちゃならないというふうに思っております。今現在は担当のほうで当然今内部的に検討していただいておりますが、当然それが報告があった段階では、今後どうしていくかというのは、最終的には私ども理事者が決めることになるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 担当者ということで今言われたんですが、担当者今どういう状況にあるのかというのは、副市長御存じだと思うんですけども、来年度に向けてやはり全市に向けて、このプラスチックを全市に広げようということで、今説明会だとかいうので担当者のほうで大変だと思っております。そういう中で、全市に広げようということで来年度からやるわけですけども、こういった体制の中で、今の検討というのがその部分でというか、そこでやはり責任でやれということをおっしゃるんですか。

○副市長（小飯塚謙一君） 今じゃどうするか、どの部分でやるかということですが、今現在は現在の担当している部署でやっていただくと、そんなふう考えているところでございます。

○委員（尾崎信夫君） 正直言って、この違法建築についての正式なコメントはいつやったんですか。先ほど全協ってことは——全協って、全協の前にしたからといって、全協自身はだって正式なあれじゃないでしょう。どうなんですか。正式に市が責任の所在がはっきりしてないんじゃないですか。その辺どうなんですか。全協でっていうのは、甚だちょっと何か余りにもそれって、余りにも責任のとり方が甘いんじゃないんですか、逆にいうと。

○副市長（小飯塚謙一君） 全協の前のおきの議会がたしかあったと思います。9月8日のときに、市長からたしかコメントを議会の前にですね、（「コメントだけ」と呼ぶ者あり）コメントをさせてもらいまして、そのときに大変申しわけないという形で陳謝をしたというふうに思っております。

○委員（尾崎信夫君） どうするんですか、これ違法建築の問題って。これね、どこかでだれが責任とるんですか、これ。何でこれが問題になって、そんなにがたがたする話じゃなくて、きっちり責任——どうなんですか

ね、これはどこも責任ないということになるんですかね。

○副市長（小飯塚謙一君） 結果的にこのような形になってしまったということは、当然市民の皆様や議会の皆様には大変恐縮だと思っております。二度とこういう形にならないように、私のほうからも職員には指導すると。最終的には私どもが当然指導ミスという形にならざるを得ませんので、私のほうから大変今回のことにつきましては、違反建築につきましては、このような結果になりまして本当に大変申しわけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） そこがはっきりした上で、このリサイクルはやめるわけにいかないですよ、副市長、どうするんですか、どうしますか。問題は、だからしっかり責任をとった上で、どうこれから今後リサイクルのあり方についてするかをはっきりしていくことが大事であって、やはりそこをしっかりとしないから、結果がうまく進んでいかないんじゃないですか。だからその辺をきっちり市が明確にすべきではないかと思うんですけど。

今やリサイクルは、逆にいって、中国のいろんなさまざまな状況や、リサイクル状況がよくなってるわけですから、これ19年度の決算見たって、これ全体がリサイクルセンターで得た収益とは思いませんけれども、7,000万からの19年度でも上がってるわけですから、やはりきっちり今後の問題として、暫定リサイクルという形でいくということは、そこに働く人たちの問題ということを考えて、逆にいえば屋根のある場所で、囲われた中でやはり作業ができるようなものにしていかなければならないんだと思うんですよ、少なくとも。今後これから冬場を迎えて寒い中で、仮に4時間5時間という作業であっても、これ年齢的にも高齢者の方々なわけですから、やはりそういうことも働く人の意欲の問題、また周辺住民からすれば、やはりしっかりした施設になっていくことが大事であって、リサイクル施設自身のあり方をしっかりとすね、ちゃんとしたものを出さなきゃいけないんだと思うんですけど、それはどうなんですかね。

○副市長（小飯塚謙一君） 確かに委員の申されるとおりですね、まず最初、今回の建物、その違反建築は確かに市のほうで今回このような形になって、これは反省しなくちゃならないというふうに思っております。その上で、今後この資源を、要するにリサイクルをして、どういうふうな形でやるかというのを十分重きを置きです、考えた中で、どうしていくかというのは十分内部的にも検討した上で進めなくちゃならないと思っておりますので、確かなるべく早くやらなくちゃいけないというふうに認識しておりますが、今後検討させていただきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○委員（吉野 孝君） 私も何回言ってもね、検討ということが出てくるというのは、結局やはりしっかりした今回の違法な問題についてですね、理事者側のほうの責任をちゃんと明確にしてないからこういうことが起こるんだと思うんですよ。なぜそういうことが起こったのか、それに対しての責任だとかいうのも明確にすると、その上で今後の対策をとらないと、これがやはり先延ばしにされて、先ほど言ったように応急的な措置と、こういうような態度になるわけですよ。それはやはり今回のような反省がちゃんとされてないからですよ、それは。

私はやはりそういう反省の上に、理事者側としてまだ検討するとか、やっていこうと言っている段階がまずおかしい話ですよ、これはもうちゃんとした理事者側として、本来は結果が出てなきゃいけないし、そしてやはりこの問題点だとかいうことについても、はっきり公式にも出すべきだと思うんです。これが出されてないから、検討ということが盛んに言われるんだと思うんです。私はそういう点で言えば、何しろ責任の所在と

いうのを明確にして、そして今後の計画っていうのを早急に立てるとのことだと思っております。そうじゃないんですか、理事者。

○副市長（小飯塚謙一君） 責任の明確化ということでございますが、再三言っているとおり、職員がミスをしたということになれば、当然私どもは悪いというふうに思っています。それはですから、今後とも十分気をつけたというふうに私どもも認識してるところでございます。それと今後の形でございますが、今じゃあどうするんだということはなかなか言えませんので、早急に対応をとりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 委員の皆さん、所管事務調査で暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯についてということで、意見がもう出尽くしているような感じを見受けるんですが、皆さん、今の答弁で、今の聞いた答弁が最高の答弁だと、これ以上皆さん質問で……。〈長瀬りつ委員「質疑があります」と呼ぶ〉

○委員（長瀬りつ君） 出尽くしたとは思ってません。今とりあえず違反建築に対する理事者側の責任の態度について伺っていたわけで、じゃこれまでの暫定リサイクル施設がどういう形で運営をされてきていたのかということについては、まだはっきりとしたものはまだ出ていないというふうに私は思います。

それでいただいたこの資料の中で、暫定リサイクル施設の処理能力の計算方法について、当時の考え方を踏襲するということが口頭でいただいたので、文書はないということですが、当時の考えを踏襲するというところの根拠を示してください。口頭で結構ですから。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 廃掃法の関係を踏まえまして、このチップ化のときに、平成16年に、東京都のほうにこの事業に対しての相談に行ったと。そういった内容の中で、この施設の考え方、その処理能力の5トンの関連につきましては、やはり破砕の部分、それと圧縮の部分、それを合わせた内容の中で5トンというような内容だというようなことの認識は当然あったというふうには思っています。そういった内容の中で、東京都のほうは、我々がお示しした中のチップ化につきましては、可動性なもの、そういったものも踏まえまして、これを両方チップと圧縮のほうと分けて、それを算定してもよいというような見解を示していただきました。

そういった内容の中で今年度につきましては、我々のほうで再度この問題につきまして東京都のほうに確認のほうに行ってください。やはりその16年当時そのような御指導を得て、現在までこの施設を運営してきたと。今後についてはどうなんだというようなところでの説明を見解としてお伺いしました。やはり処理施設という形であれば、当然両方が合算された中で5トンというような内容の中であったとしても、当時の考え方、それがあったということも向こうも認識していただきました。そういった内容の中で、今現在もその部分は分けて考えても、この施設に関しましてはやむを得ないだろうというような話を見解として伺った。ただそれはあくまで措置という形ですから、今後につきましては、事前に我々も5トンというような位置づけは非常に重要な部分という認識もございまして、そういった中では、今のリサイクル施設で可動してる部分を5トンに抑えるような方策、それも含めまして検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 当時の考え方で、分けて算定してよいというふうに言われたということですがけれども、分けて算定してよいというふうに判断をされた根拠が知りたいんです。少なくとも法律には書いてないですね。だからその書いてないものを、それはあなたのところは暫定だからという理由でしょうかね。何かでも理由がありますよね、分けて算定してよいというふうに言ったわけですから、その分けて算定してよいという

理由が知りたいですね。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどお話ししたとおり、圧縮につきましては、建物の中に据え置いた機器で行っておるといところでございます。チップにつきましては、一次破碎に関しましては、動力車というようなところで、可動的施設というような内容も踏まえまして、そのような御見解をいただいたというふうに認識してございます。

○委員（長瀬りつ君） 前回に伺ったときもそうですが、19年の7月にプラのほうは80キロに変えたと、その前は120キロだったという資料をいただいているわけですよ。120キロパーアワーですよ。だから剪定枝を入れなくても、入れなくて80キロだから、4.9トンだっていう説明ですけれど、じゃ80キロに変える前の120キロのときは、もう既に5トン超えていますよね。剪定枝を入れなくても5トン超えていますよね、120キロだったら。そうでしょう。だから5トン超えずとやってきたわけですよ。剪定枝を入れなくても、5トンを超える機械を設置してずっとやってきている、そういう状況が続いていたわけですね。暫定だから違法なことをしていると思わないので。

ことしの3月にいただいた、このごみ処理基本計画、ごみゼロプランの資料ところで、暫定施設の概要が書いてありますが、この中にはプラスチックの減容機は100キロになってますよ、パーアワー、19年7月。名前も市の中間処理施設という説明で、東大和市リサイクル施設ということで、暫定が消えています。ごみゼロプランの資料の中にこういうものがつけ加えられているわけですよ、資料がね。だからすごく何ていうのかな、ずさんですよ。こういうものづくり方、それから数字のチェックとかってということについても——そういう形になってます。だから今本当にその機械が80キロなのかどうか、これには100キロって書いてあるし、その前は120キロで、変えるまではつまり5トンを超してたわけですよ。何か5トンは超えないようにっていうふうなお話を今されてましたけれど、こういうものの訂正、それからその5トン以下に抑えていこうというところについては、どうされるおつもりなんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 御指摘のとおり、私どもは当然その建物の建築基準法で適法なものにするというところと、廃棄物処理法等の各種そういう法令に合致したような形に当然する義務があるという前提で、私どもはこの施設自体が、先ほどどのような形になるかということで、建て替えも含めて検討してる中には、当然その5トンに対応できるような今の処理機械自体をどう、じゃあ逆にもっていか、そういった内容の中には選択肢は多々ございます。そういった内容の中には、例えば今缶瓶が2系統でやってるところを1系統にするなり、能力的には落ちるかもしれませんが、例えばそれを日づけの関係をふやして、今と同等の処理ができるような方法、そういった内容で今検討しているというところと、全体的には先ほどお話ししたとおり、法令に遵守した形でやっていくという方針で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 合法的な施設にしていこうという理事者からの指示とかないわけですか、今後について。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもも、そういうふうにきめ細かく理事者のほうと打ち合わせしながら、今後の方針を当然決めていく中で、やはり先ほどお話しさせていただいたとおり、リサイクルを減少したりとか後退したり、そういった意味でのお話ではなくて、やはり今のリサイクル、存続するような形で考えるというような当然御指示をいただいた中で、事務方としてはいろんな意見を出しているというところとございます。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 暫定リサイクル施設資源中間処理委託仕様書というのを、この間資料でいただいたんですが、その中で、仮設作業所組み立て作業を行うのに、作業員の方たちとの契約で半年間作業を行うような長い期間委託してる書類もあるんですが、この半年間という期間、余りにも長いように思うんですけど、1日4名の方が作業を行うのに6時間働いて、2,310時間という予定実働時間というのもここには書かれてはいるんですけど、その半年間の根拠っていうのは、実際ならば仮設作業所等組み立て作業をするのに、やはり早く建てたほうがいいというふうには私は思うんですが、それが結構半年間という期間が長いように思えるんですけど、この辺はどのようにになっているのか、ちょっと根拠を教えてくださいなと思います。

○ごみ減量課長（福島啓二君） この作業委託につきましては、いわゆるC棟のチップ剪定枝の破碎機の入るところの部分の建物につきまして、シルバー人材センターのほうに委託をかけたまま、建てていただいたことでございます。その工期につきまして、4人で作業をして、9月から始まってのんですが、おおむね3月くらいまでかかるという見込みで、実際にもそれくらい作業がかかっているという話は聞いております。以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） このシルバー人材との委託の単価契約書、決裁文書がないですね。契約書はとってまますが、決裁文書がないので決裁文書をいただきたいのと、それから先ほどの清掃事業協同組合の定款はどうなりましたか。見ていただければわかると思うんですけども、契約のところはないですか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 定款については今手元に資料がございませんので、申しわけありません。契約につきましては私どもが所管しておりませんので、別の課の扱いってことになってしまいますので、申しわけありません。

○委員（粕谷久美子君） 先ほどのところでちょっとよくわからなかったんですが、半年間ぐらいかかるっていうお話だったんですけど、その半年間の契約にしたっていうところが、ちょっと私には理解できないので、もっと詳しく教えていただきたいと思うんですけど、そんなにかかるものなのかどうか、その辺を教えてくださいな。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 契約につきましては、あくまでも見込み、建築にかかわる期間を見込みまして契約したものでございまして、結果的に9月から——着工という言葉を使わせていただきますが、着工して、3月に完成したというような状況でございます。以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 行政側はこの半年間という契約に対して妥当な期間というふうには思われたかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけど。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 当時この期間につきましては市の所管課のほうで算出をしまして、この契約について、シルバー人材センターのほうに、6カ月について委託をしたという状況でございます。したがって、市のほうで半年かかると見込んだものというふうには考えております——認識しております。以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 済みません、その見込んだという、その根拠っていうところをちょっと伺いたいんですけど、申しわけありませんが。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 1日の作業人員が4人で、1日の作業時間を掛けまして、あと土日を除いた日数、実質的に作業する日数を求めて、このぐらいの工期が必要であろうという判断をしたものと考えております。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時36分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどの東大和市清掃事業組合の定款の話でございます。これについては、確認させていただいた中では、事業の内訳の中に、一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、保管、中間処理といった内容のほか、その事業に附帯する事業というようなものが定款のいわゆる事業の中には載っております。また指名参加登録、その内訳の中に、賃貸業務といった中に東大和市清掃事業組合が入っておるというところでございます。

以上でございます。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 先ほど、シルバー人材センターとの契約書でございますが、今の時間探したんですが、探し切れておりません。一応この資料につきましては、用意でき次第お配りできればと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 大事なことはね、今あるリサイクル施設、暫定リサイクル施設をどういう方向に今後持っていくのか、要するに市としてのね——あくまでも市ですからね、市がどういうふうにしていくのか。あくまでも暫定と名称打つんであれば、日量5トン以内という指定があるわけですから、それを、例えば暫定を外した場合には、幾らでもできてしまうということがあるわけですから、あくまでも暫定の域を脱せずにしていくかというね、市の基本的な、今ある施設をどういうふうにするのか、基本的にね、これをどう考えるかはやっぱり市はきちっとしなきゃいけないでしょう。違法建築で、本来なら今ある違法建築と言われた部分が全部撤去しなきゃいけない、本来的には。となると、C棟、D棟、残るのはAとBしか残らないという話ですから、その中で何ができるかという話になるわけですから、やっぱりこれは市民に対してしっかり説明、周辺住民の方々に対しても、不安なわけですから、そこをしっかりとすべきでありますので、それらについてどうするのか。今あるペットボトルの圧縮の機械についての調査かけてるわけですから、それらも含めてどうするのかをきちっとすべきだと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） その点が私どもも、当然多摩建築指導事務所等にそういった内容を今後どうしていくか、そういったものを結論めいたものを当然出さなくちゃいけない。そういった内容の中で私どもは、先ほどお話ししたとおり、今のリサイクルを後退させないような内容の中で、この暫定を維持しながら、含めまして、当然今の枝木も容器包装プラスチック、ペットボトル、そういったものも後退しないような内容での取り扱い、そういったものも含めまして、あとは先ほど尾崎委員のほうのお話もございましたとおり、今のいわゆる作業環境、そういったものも当然しんしゃくしながらこの建物をどうしていくか、それも一番必要な部分という認識もございます。そういった中では、やはり今の作業をよりスムーズにいく内容の中には、当然倉庫的な意味という形ではなくて、あくまで詰所的な、休憩所も含めてそういった環境も改善していく当然必要もあると、そういった総合的な考え方に立って建て替えを計画していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） それでは、先ほど組合の定款について御説明あったのですが、それを文書でいただきたいのと、それからシルバー人材と16年の9月に委託の単価契約の変更をしていますよね。それについての契約を依頼した決裁文書が欲しいのですが、それを下さい。

それともう一つ、御提案なんですけれども、先ほどどこをどういうふう指摘を受けて、どう改善をしたのか説明をいただきました。また大気の測定場所についても御説明をいただいたわけなんですけれども、委員会として、現地、暫定リサイクル施設の現在の状況なんですけれども、それを視察をさせていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（関田 貢君） ただいま長瀬委員から資料の要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議がないものと認め、さよう決めます。

今長瀬委員から現場視察の件が提案されました。

これも同様にお諮りしたいと思います。

現場視察の件について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 異議がなしと認め、現場視察を行います。

現場視察は後日、日を改めて委員会として行きたいと思っています。

以上です。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議がないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（関田 貢君） これをもって、平成20年第6回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時42分 散会